

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 6 月25日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

## 広島県公安委員会規則第11号

### 広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を次のように改める。

（道路標識等による交通規制の対象から除く車両）

第3条の2 法第4条第2項後段の規定により、道路標識等による規制の対象から除く車両は、道路標識等で表示するもののほか、警衛列又は警護列の自動車とする。

第3条の2の次に次の6条を加える。

（最高速度規制の対象から除く車両）

第3条の3 法第4条第2項後段の規定により、最高速度（当該最高速度が令第11条に規定する自動車の最高速度（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）を通行する場合は令第27条第1項に規定する最高速度）より低い場合に限る。）の規制の対象から除く車両は、道路標識等で表示するもののほか、専ら交通の取締りに従事する自動車とする。

（通行禁止規制の対象から除く車両）

第3条の4 法第4条第2項後段の規定により、通行禁止（通行止め、重量制限、歩行者専用等車両の全部又は一部の通行を禁止するものをいい、一方通行及び指定方向外進行禁止を除く。）のうち踏切道以外の道路におけるもの（以下「踏切道以外での通行禁止」という。）の規制の対象から除く車両（第9号に掲げる車両については当該踏切道以外での通行禁止の規制の対象が車両の全部である場合を除く。）は、道路標識等で表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医師が急病人に対する緊急の診療等のために使用中の車両
- (2) 水防、災害救助等のため緊急かつやむを得ない理由により使用中の車両
- (3) 警察又は消防の職務を遂行するために使用中の車両
- (4) 検察官、検察事務官又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第190条の規定により別に法律で定められた司法警察職員が捜査のために使用中の車両
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく一般廃棄物の収集等のために使用中の車両
- (6) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電報の配達のために使用中の車両

- (7) 電気事業、ガス事業、水道事業、下水道事業、電気通信事業又は軌道事業（路面電車に限る。）に関して応急作業に使用中の車両
- (8) 道路、信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備又は道路標識等の維持・管理作業のために使用中の車両
- (9) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づき、選挙運動の期間中における選挙運動又は政治活動の遂行のために使用中の自動車  
（指定方向外進行禁止規制の対象から除く車両）

第3条の5 法第4条第2項後段の規定により、指定方向外進行禁止（踏切道以外での通行禁止に伴うものに限る。）の規制の対象から除く車両は、道路標識等で表示するもののほか、前条各号に掲げる車両とする。ただし、前条第9号に掲げる車両については当該指定方向外進行禁止が踏切道以外での通行禁止のうち規制の対象が車両全部であるものに伴うものである場合を除く。

（駐車禁止及び時間制限駐車区間規制の対象から除く車両）

第3条の6 法第4条第2項後段の規定により、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両（第11号又は第13号に掲げる車両については当該駐車禁止に係る道路の部分に大型乗用自動車の専用通行帯の指定がある場合を除く。）は、道路標識等で表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令第13条第1項に定める自動車で当該業務を遂行中の車両
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害応急対策に使用中の車両
- (3) 水防、災害救助等のため緊急かつやむを得ない理由により使用中の車両
- (4) 検察官、検察事務官又は刑事訴訟法第190条の規定により別に法律で定められた司法警察職員が捜査のために使用中の車両
- (5) 警察又は消防の職務を遂行するために使用中の車両
- (6) 警察車両が随伴する車両
- (7) 警察活動に伴い停止を求められている車両
- (8) 令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく一般廃棄物の収集等のために使用中の車両
- (10) 電気事業、ガス事業、水道事業、下水道事業、電気通信事業に関して応急作業に使用中の車両
- (11) 公職選挙法に基づき、選挙運動の期間中における選挙運動又は政治活動の遂行のために使用中の自動車
- (12) 次のアからシまでに掲げる車両で、別記様式第1号による駐車禁止除外指定車標章（以下「標章」という。）を掲示しているもの
  - ア 医師又は歯科医師が緊急往診のために使用中の車両
  - イ 専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配に使用中の車両

- ウ 電気通信事業法に基づく電報の配達のために使用中の車両
  - エ 軌道法（大正10年法律第76号）に基づく軌道事業の維持・管理・応急作業に使用中の車両
  - オ 道路、信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備又は道路標識等の維持・管理作業のために使用中の車両
  - カ 放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両
  - キ 河川管理者が河川の維持・管理作業のために使用中の車両
  - ク 執行官法（昭和41年法律第111号）の規定に基づき、執行官が強制執行等のために使用中の車両
  - ケ 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づき、犬の捕獲等に使用中の車両
  - コ 報道機関が緊急取材のために使用中の車両
  - サ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車検査証の車体の形状が患者輸送車で、患者等を搬送中の車両
  - シ 道路運送車両法に基づく自動車検査証の車体の形状が車いす移動車で、車いす使用者等を搬送中の車両
- (13) 次に掲げる者（以下「歩行困難者等」という。）が現に使用中の車両で、標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲示しているもの（オについては、昼間（日出時から日没時までの時間をいう。）に限る。）
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、かつ、歩行が困難であると認められるもの
  - イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、かつ、歩行が困難であると認められるもの
  - ウ 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者のうち、重度の障害を有するもの
  - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める一級の障害を有するもの
  - オ 「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」（平成6年12月1日児発第1033号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（児童福祉法第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定

める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）第8表中の色素性乾皮症に限る。）

（駐停車禁止及び駐車方法規制の対象から除く車両）

第3条の7 法第4条第2項後段の規定により、駐停車禁止及び駐車方法（平行駐車、直角駐車及び斜め駐車をいう。）の規制の対象から除く車両は、道路標識等に表示するもののほか、前条第1号に掲げる車両とする。

（標章の申請、交付、使用方法等）

第3条の8 第3条の6第12号又は第13号の標章の交付を受けようとする者（公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）は、交付を受けようとする標章の種別に応じて別記様式第1号の2又は別記様式第1号の3の申請書により、公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第3条の6第12号に掲げる車両に係る標章

ア 当該車両に係る自動車検査証の写し

イ 当該車両が第3条の6第12号に掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面

ウ ア及びイに掲げるもののほか、警察本部長が別に定める書面

(2) 第3条の6第13号に掲げる者に係る標章

ア 標章の交付を受けようとする者が第3条の6第13号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

イ 標章の交付を受けようとする者の住民票の写し

ウ 標章の交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証の写し

エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、警察本部長が別に定める書面

3 公安委員会は、第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請内容が第3条の6第12号又は第13号に該当すると認めるときは、標章を交付しなければならない。

4 標章の有効期間は、原則として3年とする。ただし、委託契約に基づき第3条の6第12号に掲げる車両を使用する場合における標章の有効期限にあつては当該契約の終了時とし、第3条の6第13号に掲げる者に係る標章の有効期限にあつては、初回申請時は公安委員会の交付決定後、その者の3回目の誕生日から起算して1月を経過する日とし、更新申請時は現標章の有効期限の到来日の後のその者の3回目の誕生日から起算して1月を経過する日とする。

5 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。

(2) 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。

- (3) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (4) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該標章の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。
- 6 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、理由を付した返納命令書を交付して、当該標章の返納を命ずることができる。
- 7 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに（第4号の場合にあつては返納命令書の交付後10日以内に）、当該標章（第3号の場合にあつては亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。
  - (1) 標章の有効期限を経過したとき。
  - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。
  - (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
  - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。
- 8 前7項に定めるもののほか、標章の申請、交付、使用方法及び返納に関し必要な事項については、別に警察本部長が定める。

第6条を次のように改める。

（駐車禁止場所又は時間制限駐車区間における駐車の許可）

第6条 法第45条第1項の規定による署長の駐車許可は、車両の駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 申請日時が、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 駐車（許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車。次号において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
  - イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- (2) 申請場所が、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあつては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。
  - イ 駐車により交通に危険が生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
  - イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
  - ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
- (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

- ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
  - イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね300メートル以内の範囲内
- 2 法第49条の2第5項の規定による署長の駐車許可は、当該駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。
- (1) 申請日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えるものでないこと。
  - (2) 申請の場所及び方法が、次のいずれにも該当すること。
    - ア 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
    - イ 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。
  - (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
    - ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
    - イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
    - ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
  - (4) 駐車可能な場所について、前項第4号に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
- 3 第1項又は第2項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第6号の申請書2通を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。ただし、当該駐車に係る行為が、定型的に反復継続して行われ、次に掲げる要件をすべて充足する場合に限り、包括して1個の駐車行為として別記様式第6号の2の申請書により行うことができる。
- (1) 車両が同一であること。
  - (2) 駐車に係る用務が同一であること。
  - (3) 同一時間に同一場所に駐車する行為であること。
  - (4) 申請期間が1年以内であること。
- 4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し
  - (2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）
  - (3) 主たる運転者の住所、氏名、運転免許種別、連絡先を記載した書面
  - (4) 前項ただし書に係る申請にあつては、前項第2号及び第3号に該当することを疎明する書面

(5) 前各号に掲げるもののほか、署長が必要と認める書面

- 5 第1項又は第2項の規定による許可を行う場合において、必要があると認めるときは、署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。
  - 6 署長は、駐車を許可した場合には、別記様式第6号又は別記様式第6号の2の駐車許可証を交付しなければならない。
  - 7 第1項又は第2項の駐車許可を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、前項の駐車許可証を車両前面の見やすい場所に掲示しなければならない。
  - 8 第1項から前項までに定めるもののほか、駐車許可の申請、審査及び交付に関し必要な事項については、別に警察本部長が定める。
- 第7条の2中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第3条の6関係）

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から3級の1までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	_____
	移動機能	1級から2級までの各級	_____
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級及び3級までの各級	_____



別記様式第1号を次のように改める。

(別記)

様式第1号 (第3条の6関係)

(表)

148.5 ミリ メートル	駐車禁止除外指定車	番 号 第	年	月	号
		発行日 平成			日
					使 用 中
	<u>車両登録番号</u>				号
	その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両				
	<u>運転者の連絡先/用務先</u>				
		別紙のとおり			
	有効期限	平 成	年	月	日 まで
		広島県公安委員会 印			
		210ミリメートル			

備考1 「歩行困難者等」の使用に係る標章については、「歩行困難者等使用中」と記載する。このほかの場合には、標章の交付を受けた用務等に応じて、「緊急往診使用中」等具体的な用務のため使用中であることが分かるよう記載する。

2 あらかじめ、使用する車両が特定される場合は、当該車両の登録番号を記載する（特に必要があると認められる場合は、複数台記載することができる。）。

3 「歩行困難者等」の使用に係る標章以外のものについては、「その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両」の記載を「\*」で抹消する。

4 当該車両の移動が必要となるためのために、運転者の連絡先又は用務先を別紙に記載して、標章とともに掲示させる。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A列5とする。

(裏)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

- (1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）
- (2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- (3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- (4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- (5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者が表面記載の使用用務に使用中の場合以外は使用できません。また、歩行困難者等以外は表面記載の車両以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに、車両の前面のダッシュボード上の外から見やすい箇所に掲示してください。

4 現場において、警察官の指示があった場合には、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章(3)の場合は発見した標章)を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限を経過したとき。
- (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。

※被交付者

住所

氏名

備考 被交付者が法人の場合には、当該法人の所在地及び担当所属を記載する。

別記様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号の2（第3条の8関係）

（表）

<p>駐車禁止除外指定車標章交付申請書 （第3条の6第12号関係）</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>広島県公安委員会 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 （所在地） 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span> （名称及び代表者の氏名） 電 話</p> <p style="text-align: center;">代理人（代理申請の場合） 住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span> 電 話</p>			
標章の使用目的 又は具体的用務	<input type="checkbox"/> 医師又は歯科医師が緊急往診のため使用 <input type="checkbox"/> 専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配のため使用 <input type="checkbox"/> 電気通信事業法に基づく電報の配達のため使用 <input type="checkbox"/> 軌道事業の維持・管理・応急作業のため使用 <input type="checkbox"/> 道路、信号機等の維持・管理作業のため使用 <input type="checkbox"/> 放置車両確認事務等のため使用 <input type="checkbox"/> 河川管理者が河川の維持・管理作業のため使用 <input type="checkbox"/> 執行官法の規定に基づく強制執行等のため使用 <input type="checkbox"/> 狂犬病予防法の規定に基づく犬の捕獲のため使用 <input type="checkbox"/> 報道機関が緊急取材のため使用 <input type="checkbox"/> 患者輸送車で患者等を搬送のため使用 <input type="checkbox"/> 車いす移動車で車いす使用者等を搬送のため使用		
使用車両番号			
申請区分 内容	1 新規交付 （忘れ失効）	2 更新交付	3 再交付
標 章 番 号			
有 効 期 限			
申 請 の 理 由	新規・失効	—————	破（汚）損・滅失

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏)

駐車禁止除外指定車標章受領書

駐車禁止除外指定車標章第

号を受領しました。

平成 年 月 日

広島県公安委員会 様

受領者

住 所  
(所在地)

氏 名

印

(名称及び代  
表者の氏名)

代理人 (代理受領の場合)

住 所

氏 名

印

別記様式第1号の3を別記様式第1号の4とし、別記様式第1号の2の次に次の1様式を加える。

様式第1号の3（第3条の8関係）

（表）

駐車禁止除外指定車標章交付申請書 （第3条の6第13号関係）  平成 年 月 日  広島県公安委員会 様  申請者 住 所 （所在地） 氏 名 （名称及び代表者の氏名） 電話 代理人（代理申請の場合） 住所 氏名 電話			
標章の使用目的 又は具体的用務	<input type="checkbox"/> 歩行困難者等（身体障害者手帳所持者）使用 <input type="checkbox"/> 歩行困難者等（戦傷病者手帳所持者）使用 <input type="checkbox"/> 歩行困難者等（療育手帳所持者）使用 <input type="checkbox"/> 歩行困難者等（精神障害者保健福祉手帳所持者）使用 <input type="checkbox"/> 歩行困難者等（小児慢性特定疾患児手帳所持者）使用		
歩行困難者等の障害名等及び等級			
使用車両番号			
申請区分 内容	1 新規交付 （忘れ失効）	2 更新交付	3 再交付
標章番号			
有効期限			
申請の理由	新規・失効		破（汚）損・滅失

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏)

駐車禁止除外指定車標章受領書

駐車禁止除外指定車標章第 \_\_\_\_\_ 号を受領しました。

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

広島県公安委員会 様

受領者

住 所  
(所在地)

氏 名 ⑩

〔名称及び代  
表者の氏名〕

代理人 (代理受領の場合)

住 所

氏 名 ⑩

別記様式第6号の2を別記様式第6号の2の2とし、別記様式第6号の次に次の1様式を加える。

<b>駐車許可申請書</b>	
警察署長 様	平成 年 月 日
申請者	住所 氏名 電話 ④
主たる運転者氏名 連絡先 電話	— —
駐車する場所	右一覽表のとおり
駐車する時間	右一覽表のとおり
駐車する車両種類	車両番号
駐車の方法	
駐車を必要とする理由	
摘要	
第 号	<b>駐車許可証</b>
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条件	<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
平成 年 月 日	<b>警察署長 印</b>

備考1 申請者は、その氏名を自署により記載する場合に於ては、押印を省略することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列3とする。

駐車する場所・時間一覽表		
	駐車する時間	駐車する場所
1	時 分から 時 分まで	
2	時 分から 時 分まで	
3	時 分から 時 分まで	
4	時 分から 時 分まで	
5	時 分から 時 分まで	
6	時 分から 時 分まで	
7	時 分から 時 分まで	
8	時 分から 時 分まで	
9	時 分から 時 分まで	
10	時 分から 時 分まで	
11	時 分から 時 分まで	
12	時 分から 時 分まで	
13	時 分から 時 分まで	
14	時 分から 時 分まで	
15	時 分から 時 分まで	

## 附 則

### (施行期日)

1 この公安委員会規則は、平成19年8月1日から施行する。ただし、附則第10項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この公安委員会規則の施行前に交付された改正前の広島県道路交通法施行細則(以下「旧規則」という。)第3条の2第1項第6号エ、オ及びカの規定による標章は、その標章の有効期限が到来するまでの間は、改正後の広島県道路交通法施行細則(以下「新規則」という。)第3条の6第12号又は第13号に規定する標章とみなす。
- 3 前項の規定により新規則第3条の6第13号に規定する標章とみなされた標章(以下「みなし標章」という。)を有する者で新規則第3条の6第13号のアからオまでのいずれにも該当しないものは、みなし標章を公安委員会に提出して、当該みなし標章の有効期限を延長するよう申請することができる。
- 4 公安委員会は、前項の申請を受理したときは、当該みなし標章の有効期限を平成22年7月31日と変更した上で、その者に当該みなし標章を返還するものとする。
- 5 公安委員会は、新規則第3条の8第1項の規定により、新規則第3条の6第12号のアからシまでに該当する車両に係る標章の交付を受けようとする者から新規則別記様式第1号の標章の交付の申請を受理した場合において、当該車両に掲示するため現に交付している標章があると認めるときは、当該標章と引き替えに、新規則第3条の8第3項の規定による標章の交付を行うものとする。
- 6 公安委員会は、新規則第3条の8第1項の規定により、新規則第3条の6第13号のアからオまでに該当する者から新規則別記様式第1号の標章の交付の申請を受理した場合において、当該申請者が使用する車両に掲示するため現に交付している標章があると認めるときは、当該標章と引き替えに、新規則第3条の8第3項の規定による標章の交付を行うものとする。
- 7 この公安委員会規則の施行の際新規則第3条の6第12号に該当しない車両について現に受理している旧規則第3条の2第1項第6号カの標章の交付申請の取扱いは、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 この公安委員会規則の施行の際新規則第3条の6第13号に該当しない者から現に受理している旧規則第3条の2第1項第6号エの標章の交付申請の取扱いは、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、当該交付申請に係る標章の有効期限は、平成22年7月31日とする。
- 9 旧規則第3条の2第6号ア又はキに規定する車両であって新規則第3条の6第12号イ、ウ、オ又はカに該当する車両は、平成19年11月30日までの間は、新規則第3条の6第12号に規定する標章の掲示の有無にかかわらず、同号に規定する標章を掲示している車両とみなす。



- 10 新規則第3条の6第12号の車両に係る新規則第3条の8の規定による標章の申請及び交付は、この公安委員会規則の施行前においても行うことができる。
- 11 警察署長が、この公安委員会規則の施行前に旧規則第6条第3項の規定により交付した駐車許可証で、この公安委員会規則の施行の際現にその効力を有するものは、当該駐車許可証の有効期限が到来するまでの間は、新規則第6条第6項の駐車許可証とみなす。